

第四章 終戦並爾後の状況

八月十四日

十四日後満洲國通信社よりの連絡により終戦の様相あり旨及び明十五日正午重天放送あり旨を知り山田總司令官は總参謀長以下主要幕僚を随え^(夕刻)通化より新京に歸還す。
 又第三方面軍司令部は通化よりの連絡を誤解し停戦命令を下達せるも関東軍總司令部の注意により之を撤回す。

八月十五日

一 正午終戦の詔勅を承知す。

二 總司令部幕僚の残部は主として空路、其他の人員は

鉄道に依り通化より新京に歸還を開始す。

3. 第三航空軍は更に敵有飛行隊の兵力をも加え本日午三九機を以て白城子方面敵機甲部隊を攻撃し敵飛行機三機車輛一三五輛等を撃破す。同日正午終戦の大詔を拜し爾後の攻事を保留す。

八月十六日

大本營の傳戦命令は未だ到着せざるも、終戦の詔勅

を拜受せる間東軍として今後如何に處すべきやに關し

總司令部最後の幕僚會議を開きたり。

(防止すべく)

本席上多くの者は我國体の根本的変革を勝敗を超越

して最後の一兵に至る迄抗戦し以て國民の胸中に國家再建

の口火を残すべき意見に同意せり。

作戦班長草地大佐及一部の幕僚は事茲に至り既に

終戦の大号令を奏せられたる以上我等としては謹んで之に従ふ以外に何物もなし、日本再建（等）は其の後の諸施策に依りてのみ實現し得べしとなせり。

両論は相違時間により且深刻に行はれたるが、最後に秦總参謀長は「我等は軍人として大元帥陛下の天命に従ふ以外に忠節の道は考へられず、之に従はざるものは永遠に乱臣賊子なり、飽く迄関東軍の作戦繼續を主張するものは宜しく我等の首を刎ねて然る後に行け」と熱決を以て判決を述べ、總司令官亦聖旨を奉戴して停戦に全力を盡すべく裁決し、茲に関東軍の

方針は一決せり。

八月十七日

ノ竹田宮恒徳王殿下 天皇陛下下の御名代として終戦の詔勅ト
同する聖旨傳達の爲 新京に到着、関東軍總司令部に於て
傳達行事を行ふ。

2. 大本營は八月十五日先づ次の命令を發令せり。

『大本營の企圖する所は八月十四日詔書の主旨を完遂す
するに在り。

各軍は別に命令する迄各現任務を續行すべし。

但し積極進攻作戦を中止すべし。

又軍紀を振肅し團結を鞏固にして一途の行動に出で且内地、朝鮮、樺太及台湾に在りては治安の動搖防止に努むべし。更に十六日大本營は左の命令及指示を發す。

一、(大本營直轄各軍司令官)は即時戰鬥行動を中止すべし。

但し停戦交渉成立に至る間敵の來攻に方りては止むを得ざる自衛の爲の戰鬥行動は之を妨げず。

諸部隊は宿營、給養等の便を顧慮し適宜の地域に集結し一爾後の行動を準備することを得。

二、前項各軍司令官は戰鬥行動を停止せし其の日時を

速かに報告すべし。』

『関東軍總司令部は戦行動を停止する為蘇軍に

對する局地停戦交渉及武器の引渡等を實施するに

とを得。』

八月十六日

一、第一、第三方面軍、第四軍、第二航空軍各參謀長を新京

に招致し、聖旨を傳達し且停戦及武装解除に關する

関東軍命令を下達し、各軍の状況を聴取す。

2. 此日總參謀長等は蘇側の要求（哈爾濱蘇聯總領事

を中介す）に依り空路で蘇聯極東軍總司令部に

極東軍總司令官ワシントン元帥以下と會見武装解除要領、在留邦人の保護等に肉し
到り連絡の上新京に歸還す。

3. 閩東軍停戦及武装解除の命令はあらゆる通信連絡手

段を以て其の傳達に努力せるも、既に部隊は戦斗、移動

により散在し且蘇軍最高司令部の言に反し出先蘇

軍は無統制に武装解除を實施せる爲、各部隊の齊

整ある武装解除は不可能となり。

4. 大本營は十八日左の命令を發したり。

一 別に示す時機以降閩東軍總司令官に與へたる任務を

解く。

二 閩東軍總司令官は同時機以降一切の武力行動を停

止すべし。

三 詔書渙發以後敵軍の勢力下に入りたる帝國軍人軍屬を俘虜と認めず。

速かに隸下末端に至る迄輕拳を戒め皇國將來の興隆を念し隱忍自重すべき旨を徹底せしむべし。

八月十九日

一 新京飛行場に蘇軍軍使到着し、在新京部隊の新京南側郊外集結、武装解除を指令し又一切の通信を禁止したるを以て、関東軍總司令部の機能は停止するに至り。

二 本日總參謀副長等蘇軍飛行機に依り極東軍總司

令部に連絡に赴きたり。

八月二十日

1. 関東軍總司令部廳舎は蘇軍に接收せられ、總司令

部職員は海軍武官府に移動す。但し蘇側との連絡の為

多謀部第三課長以下若干名は總司令部西側廳舎に位置す。

2. 白城子方面より東南進せる蘇軍機甲部隊新京に到

着し民心動搖す。

八月二十七日

蘇軍の要請により、未だ興安(王爺廟)東北方地区に於て

戦行動継続中なる某百七師団(五叉溝より後退後

通信杜絶し消息不明となりありたり)に對し某三千軍幕

僚を飛行機（満洲航空輸送会社機）により派遣、札幌特種附近に於て同師團を突見し彼我兩軍の中間に強行着陸し命令を傳達し之を停戦せしめたり。

九月五日

1. 関東軍總司令官以下在新京全將官及一部幕僚は飛行機により蘇領に連行せらる。

2. 爾餘の總司令部職員は海軍武官府に於て武装解除を受けたる後、南嶺收容所に收容せられたり。